

## 製品安全データシート(MSDS)

### 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称

カークール ストロング

整理番号: NT1102

会社情報

会社名 ヤシマ化学工業株式会社  
住 所 大阪市西淀川区佃6丁目4番10号  
担当部門 技術部  
電話番号 06-4808-0800  
FAX番号 06-4808-0788

用途と使用上の制限 灯油用助燃剤(燃料添加剤)

### 2. 危険有害性の要約

GHS分類

- ・ 引火性液体 : 区分3
- ・ 皮膚腐食性・刺激性 : 区分2
- ・ 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2
- ・ 発がん性 : 区分2
- ・ 特定標的臓器・全身毒性(単回暴露) : 区分3
- ・ 吸引性呼吸器有害性 : 区分1

GHSラベル要素

絵 表 示



注意喚起語 危険  
危険有害性情

- ・ 引火性液体および蒸気
- ・ 皮膚刺激
- ・ 強い目刺激
- ・ 発がんのおそれの疑い
- ・ 吸引により臓器<気道刺激性・麻酔作用>の障害
- ・ 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

成分及び含有量

成分名	含有量(重量%)	CAS No.	化審法No.	安衛法No.	PRTR法No.	毒劇物法該非
ケロシン(1%未満のトルエン、キシレンを含む)	75~80	64742-81-0	9-1702	380	非該当 ※1	非該当
石油系炭化水素(下記2成分を含む)	20~25	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当
（ 鉱油	<5	非公開	非公開	168	非該当	非該当
（ 石油ナフサ	10~15	非公開	非公開	330	非該当	非該当
添加剤	1~5	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当

化審法No. : 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)官報公示整理番号

安衛法No. : 労働安全衛生法(安衛法)第57条の2第1項政令指定物質の政令番号

PRTR法No. : 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律  
(PRTR法)対象化学物質の政令番号

※1)キシレン(1種63)、トルエン(1種227) 1%未満により非該当

毒劇物該非 : 毒物劇物取締法 毒物及び劇物取締法の別表一(毒物)、別表二(劇物)、別表三  
(特定毒物)毒物及び劇物指定令の該当の可否

### 4. 応急処置

皮膚(または髪)に付着した場合

直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚(髪)を大量の水と石鹸で洗う。

汚染された衣服を再使用する場合は洗濯する。

目に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も最低15分間洗浄した後、医師の手当、診断を受けること。

吸入した場合

- 1) 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
体を毛布等で覆い、保温して安静を保ち、直ちに医師の手当、診断を受けること。

2) 呼吸が止まっている場合及び呼吸が弱い場合は、衣類をゆるめ、呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。

#### 飲み込んだ場合

無理に吐かせないで、医師の手当、診断を受けること。

口の中が汚染されている場合は、水で十分洗う。

#### 予想される急性症状及び遅発性症状

誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、嘔吐、胃痛、下痢等の症状を起こすことがある。

また飲み込んだ本品が肺に吸入されると、肺組織の内出血、肺水腫、化学性肺炎等を起こすことがある。

## 5. 火災時の措置

### 消火剤

霧状の強化液、粉末、炭酸ガス、泡が有効である。

初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。

大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。

### 使ってはならない消火剤

棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。

### 特有の危険有害性

高温の金属表面等に接触したり、燃料管から漏洩した場合、発生した蒸気によって燃焼や爆発が起きる可能性がある。

燃焼の際は、煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。

### 特有の消火方法

周囲の設備等に散水して冷却する。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

### 消火を行う者の保護

消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項

消火用器材を準備する。作業の際には消火用保護具を着用する。

風上から作業し、風下の人を退避させる。

屋内で漏洩した場合は十分に換気を行うこと。

漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用する事。

### 環境に対する注意事項

流出した製品が河川等に排出され、環境へ流出しないように注意する。

### 除去方法

大量の場合は、盛り土で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆い容器等に回収する。

少量の場合、おがくず、ウエス、砂等を用いて吸着させて、密閉できる空容器に回収する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取り扱い

#### 技術的対策

指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。

熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。一禁煙。

静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性のものを用いる。

口で油を吸い上げるようなこと(サイホン)はしない。

皮膚に触れたり、目に入る可能性のある場合は保護具を着用する。

容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。

### 局所排気・全体排気

局所排気内、または全体換気のある場所で取扱う。

### 安全取り扱い注意事項

ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。

保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する

### 保管

#### 適切な保管条件

通気の良い場所に保管すること。

容器を密閉し、保管場所(子供の手の届かない所)に施錠すること。

危険物の表示をして保管する。

熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。

## 8. 暴露防止及び保護措置

## 設備対策

局所排気装置、全体換気の使用。(防爆タイプ)

## 許容濃度

成分名	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会	ACGIH
ケロシン(1%未満のトルエン、キシレンを含む)	規定なし	3 mg/m <sup>3</sup> (鉱油ミスト)	200 mg/m <sup>3</sup> (TWA)
石油系炭化水素	規定なし	3 mg/m <sup>3</sup> (鉱油ミスト)	5 mg/m <sup>3</sup> (TWA)
添加剤	規定なし	規定なし	規定なし

## 保護具

呼吸器用の保護具

必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を使用する。

## 目の保護具

必要に応じて保護眼鏡を使用する。

## 皮膚の保護具

必要に応じて保護手袋等を使用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

## 物理的状态

形状、色など:	淡黄色透明液体	臭い:	微石油(灯油)臭
pH:	データなし	引火点:	44.0°C (TAG密閉式)
動粘度(30°C):	5.811 mm <sup>2</sup> /s	流動点:	-15.0°C
セタン指数:	35.2	蒸留試験(90%留出温度):	263.5°C
密度(15°C):	0.8369 g/cm <sup>3</sup>	溶解度:	水に易溶 水に対して不溶

## 10. 安定性及び反応性

安定性:	常温で暗所に貯蔵・保管された場合、安定である。
危険有害反応可能性:	強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件:	加熱、禁忌物との接触、着火源、静電放電、衝撃、振動などを避ける。
混触危険物質:	ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
危険有害な分解生成物:	燃焼の際は煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。

## 11. 有害性情報

## ケロシン(灯油)

急性毒性: 経口(ラット) LD50 48,000mg/kg以上  
 皮膚腐食性/刺激性: ヒトで皮膚への接触により刺激性が認められた。  
 眼に対する重篤な損傷性/刺激性: 眼を刺激しない。

## 石油系炭化水素

急性毒性: 経口(ラット) LD50 300~2,000mg/kg

## 添加剤

刺激性: 皮膚、眼などを刺激する。

## 12. 環境影響情報

## 生態毒性

混合物及び組成物のデータなし

## 残留性・分解性

混合物及び組成物のデータなし

## 生体蓄積性

混合物及び組成物のデータなし

## 土壌中の移動性

混合物及び組成物のデータなし

## 13. 廃棄上の注意

## 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

## 汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 14. 輸送上の注意

## 国際規制

国連分類 : クラス3(引火性液体)  
国連番号 : 1223(灯油)  
容器等級 : III  
海洋汚染物質 : 規制の対象である。

## 国内規制

下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

陸上規制情報 : 消防法 危険物第4類第2石油類「非水溶性」  
労働安全衛生法 危険物(引火性の物)、表示対象物、通知対象物  
道路運送車両法 危険物、爆発性液体  
海上規制情報 : 船舶安全法 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 引火性液体類  
航空規制情報 : 航空法 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示 引火性液体

## 輸送の特定の安全対策及び条件

運搬容器及び包装の外部に、品名、数量、危険等級及び「火気厳禁」の表示をする。

指定数量以上を車両で運搬する場合は、「危」の標識を車両前後に表示し、消火設備を備える。

陸上輸送の場合、運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。

第1類及び第6類の危険物との混載を禁止する。

輸送用容器(タンカー、タンク車、タンクローリーを除く)は危険物の規制に関する別表第3の2項に定めたものを使用する。

その他関係法令の定めるところに従う。

## 15. 適用法令

消防法: 危険物第4類第2石油類 「非水溶性」

労働安全衛生法:

施行令別表第1危険物(引火性の物)

名称を表示すべき有害物質 キレン(1%未満)、トルエン(1%未満)

名称等を通知すべき有害物 政令番号380 灯油 75~80%(下記2成分を含む。)

〔 政令番号136 キレン 1.0%未満  
政令番号407 トルエン 1.0%未満 〕

政令番号168 鉱油 <5%

政令番号330 石油ナフサ 10~15%

## 16. その他

## 引用文献

化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS) 改訂初版  
GHS分類結果データベース(独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)  
JIS Z 7250:2005 化学物質等安全データシート(MSDS)  
製品安全データシートの作成指針改訂版(日本オートケミカル工業会)  
産業中毒便覧(医歯薬出版株式会社)  
13901の化学薬品(化学工業日報社)  
危険物船舶運送及び貯蔵規則(海文堂)  
国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版  
溶剤便覧  
急性中毒処置の手引き  
絵で見る中毒110番  
各原料「MSDS」

## 備考

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者提供されるものです。

取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。